

京都市告示第688号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年3月13日

京都市長 門川 大作

- 1 道路の種類 府道  
供用開始の期日 告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
勸修寺今熊野線	山科区川田梅ヶ谷町1番地の3地先	旧	メートル 28.50	メートル 5.50 ~ 15.30
		新	28.50	5.50 ~ 19.40

- 2 道路の種類 市道  
供用開始の期日 告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
山科川田緯6の1号線	山科区西野山岩ヶ谷町30番地の9地先から 同区川田梅ヶ谷町29番地地先まで	旧	メートル 140.10	メートル 6.00 ~ 18.00
		新	140.10	0.91

(建設局土木管理部道路明示課)